

## エゾシカジビエ利用拡大推進事業委託業務の概要について

### 1 事業概要

#### (1) 狩猟者の育成

エゾシカ肉処理施設事業者が推薦した狩猟免許（第一種銃猟・わな猟に限る。）を所持する者を対象として、エゾシカを食肉として利用するために狩猟者に必要な知識を取得するための講習会を開催（過去に類似の講習会を受講した者は任意受講）。

#### (2) 狩猟捕獲支援

##### ① 狩猟者への支援

上記の講習会を受講した上で、狩猟により捕獲したエゾシカを食肉処理施設に2頭以上搬入し、確認票の交付を受けた狩猟者を支援

【 対象期間：10月から1月まで 支援対象：搬入2頭目以降

支援額：8千円上限/頭 対象狩猟者：事業者が推薦した者】

##### ② 食肉処理施設への支援

本事業に参加し、狩猟者への確認票の交付等に協力いただいた場合、狩猟捕獲個体に係る廃棄物処理費用（実費）等を支援

【 対象施設：エゾシカ肉処理施設認証施設、又は、R5.8月末迄に認証された施設

対象期間：10月から1月まで 支援対象：狩猟による捕獲個体の受入

支援額：実際にかかった廃棄物処理費用相当額等（上限200万円）】

### 2 留意事項

(1) 本事業は、食肉及びペットフードに利用する狩猟捕獲個体に対する事業です。

許可による捕獲個体については事業の対象となりません（※）。

(※) 尾がないなど、捕獲個体の一部が欠損している場合は対象となりません。

(2) 受入（予定）施設の受入条件や連絡先は、公表いたします。

(3) 事業対象となる搬入個体は「道と施設事業者との契約成立」及び「狩猟者が「事業参加証を持参して搬入すること」が前提となります。

・「施設事業者から道へ狩猟者を推薦＝狩猟者の事業参加（搬入）資格取得」ではありません。

・狩猟者については、道に申込書を提出したからといって、自動的に10月1日以降の個体搬入が支援対象となるわけではありません。

・事業対象は道で狩猟者登録を事実確認し「事業参加証を発行した日」以降の搬入分からとなります。

・10月1日以降であっても事業参加証に記載のある日付以前の個体搬入は事業対象とはなりません。

(4) 狩猟期間や狩猟区域、オスジカの捕獲制限などに違反する不適切な行為や法令違反による搬入は認められません。

(5) 個体が受入条件に合っており、処理能力の範囲内である場合は、受け入れ願います。

(6) 受入条件に合わない個体や、処理能力を超える場合は、お断りください。

(7) 受入条件や受入可否について、搬入前に電話連絡等で狩猟者と打合せしてください。

(8) 本事業により食肉処理する個体は、トレーサビリティ管理（搬入から出荷までの個体の状況を書類又は電子データで確認可能とする管理）を行ってください。道が書類等を確認するほか、出荷先等に確認させていただく場合があります。

(9) 狩猟者から事業者に対し、推薦の要望があった場合には、当該狩猟者が事業者の示した受入条件を遵守できることを確認の上、推薦されるようお願いします。

### 3 事業の流れ（予定）

#### 事前調査

- 北海道（以下、「道」という。）は、食肉処理施設の事業参加意向や受入条件、廃棄物処理費用について事前調査を行います。
  - 調査を受けた事業者は、参加意向等について回答します。
- 【時期】令和5年5月中

#### 講習会

- 道は、狩猟者向けに事業概要及び食肉利用を考慮した捕獲方法等について講習会を開催します（※）。（※）講習会の開催形式は状況に応じて書面開催（テキストの配付）も想定しています。）
  - 道は、受託者（予定）の食肉処理施設の連絡先、所在地及び受入条件を道ホームページで公表します。
  - 受託者は、講習会への出席に努めます。
- 【時期】令和5年7月～8月

#### 狩猟者の選定

- 受託者は、事業に参加する狩猟者を選定し、道に報告します（※）。（※）このときに狩猟者に対して、事業参加条件や搬入に当たっての注意事項などの説明を行ってください。）
- 狩猟者は、道への狩猟者登録を済ませておく必要があります。
- 【時期】令和5年9月上旬まで

#### 契約

- 道を委託者、食肉処理施設を受託者として、委託契約を締結します。
  - 受託者は、契約後、業務処理計画書等を道に提出します。
- 【時期】令和5年9月中

#### 狩猟個体の受入・処理

- 受託者は、狩猟者からの事前連絡に対応します。
  - 受託者は、狩猟者が搬入した狩猟個体について、受入条件に適合する場合は受け入れ、狩猟者から受け入れ時に必要事項（※）を確認し、搬入確認票を作成・発行します。
- （※）必要事項：施設名、施設番号、捕獲に使用した猟具の種類、狩猟者登録証の番号、事業参加証番号、狩猟者氏名、個体情報（性別、推定年齢、捕獲日時、施設搬入時間、捕獲場所（市町村名、メッシュ番号）、確認者署名）
- 受託者は、食肉処理する個体のトレーサビリティ管理を実施します。
- 【期間】令和5（2023）年10月1日～令和6（2024）年1月31日

#### 報告

- 受託者は、前月分の確認票の発行状況などについて、毎月道に報告します。
- 【毎月の報告】11月～1月の毎月10日まで
- 受託者は、事業終了後、事業実績についての報告書と関係資料を道に提出します。
- 【期限】令和6（2024）年2月16日

#### 支払い

- 道より受託者に委託料を支払います。
- 【支払時期】令和6（2024）年3月中